

登米市

避難所運営マニュアル

新型コロナウイルス等の感染症対策編

令和3年8月

登米市

目 次

1	目的・方針	
1-1	目的	・・・P1
1-2	方針	・・・P1
1-3	新型コロナウイルス感染症対策の考え方	・・・P2
2	事前対策	
2-1	3つの密を避けるための避難所の確保	・・・P3
2-2	市民への広報	・・・P3
2-3	資機材の把握・準備	・・・P4
2-4	避難所での掲示物等の準備	・・・P4
2-5	避難所のレイアウトの作成	・・・P5
2-6	感染者等の避難方法の具体化	・・・P5
2-7	避難所運営に係る訓練の実施	・・・P5
3	災害時の対応	
3-1	感染症対策用の物資の準備	・・・P6
3-2	避難所運営従事者の安全対策	・・・P6
3-3	初動時の役割分担・設営	・・・P6
3-4	避難所における受付・誘導	・・・P7
3-5	避難所内での感染症対策	・・・P9
3-6	物資配給	・・・P11
3-7	避難者以外の来訪者の対応	・・・P12
3-8	情報収集・連絡	・・・P12
3-9	避難所閉鎖	・・・P12
3-10	連絡先一覧	・・・P13
4	様式集	・・・P15～

令和 2年8月：策定
令和 3年8月：改訂

1 目的・方針

1-1 目的

新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、地震や風水害などの災害が発生し、避難所を開設・運営する場合に備え、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所対策が必要となっています。

本マニュアルは、「避難所運営マニュアル」（令和2年8月）を基本に、避難所における新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、避難者及び避難所運営に従事する職員等の安全を守るために策定するものです。

1-2 方針

(1) マニュアルの方針

宮城県は、令和2年6月に「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」を策定しております。

本市においても、本ガイドラインを参考に策定した「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開設運営方針」を基本に、災害発生時の避難を要する市民の安全・安心を確保するため、避難所における新型コロナウイルス感染症対策の具体的な対応策を講じることとし、円滑な避難所の開設・運営に向けたマニュアルとします。

(2) マニュアルの構成

本マニュアルは、次のとおり構成されています。

項目	概要
1 目的・方針	マニュアル作成の目的や方針、構成などについて記載
2 事前対策	避難所開設にあたり市が事前に準備しておくことを記載
3 災害時の対応	災害時における避難所の感染症対策の手順などを説明
4 様式集	災害時に使用する様式、掲示物

(3) マニュアルの対象者

避難所の運営に関わる者（以下「避難所運営従事者」という。）を対象とします。

- ① 市職員（避難所配備職員）
- ② 施設管理者及び施設職員
- ③ 避難者のうち、避難所運営に従事することとなった者

(4) マニュアルの改訂

このマニュアルは、新型コロナウイルス感染症対応の検証や他のウイルス感染症拡大の状況などにより、随時見直しを行います。

1-3 新型コロナウイルス感染症対策の考え方

新型コロナウイルス感染症への対策として、クラスター（集団）の発生を防止することが重要です。このため、避難所における新型コロナウイルス感染症対策は、密閉空間、密集場所、密接場面の3つの密がそろうような条件を回避し、避難所内でのクラスターの発生を防止することが基本となります。避難所運営業務において、感染症対策に疑義が生じた場合は、この基本に沿っているかをまず考えてください。

《3つの『密』を避ける！！》

- ① 換気の悪い空間 ⇒ こまめに換気しましょう！
- ② 多数が集まる密集場所 ⇒ 可能であれば避難所以外の避難方法も検討しましょう！
- ③ 間近で会話や発声をする密接場面 ⇒ 必ずマスクを着用しましょう！

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をおねがいします

3つの密を避けましょう!

①換気の悪い密閉空間 ②多数が集まる密集場所 ③間近で会話や発声をする密接場面

3つの条件がそろう場所がクラスター(集団)発生のリスクが高い!

※3つの条件のほか、共同で使う物品には消毒などを行ってください。

首相官邸
厚生労働省

厚労省 コロナ 検索

2 事前対策

2-1 3つの密を避けるための避難所の確保

【防災危機対策室・総合支所】

避難所の過密状態を避け、人と人との距離を確保するため、過去の災害等を参考に、発生する災害や避難者数を想定し、可能な限り多くの避難所を確保します。

なお、感染状況に応じて、新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者等が避難する、専用避難施設を設置することとします。

2-2 市民への広報【防災危機対策室・総合支所】

避難方法や避難する際の携行品については、平時から市ホームページや広報紙、また、地域における防災訓練や市内の会合の場などで市民に広報するとともに、発災時においても避難情報と併せて周知します。

(1) 避難方法について

- ① 感染拡大防止策として、避難所では通常より広いスペースを必要とし、収容可能人数が減少するため、安全であれば避難所以外の避難方法（自宅、親戚・友人宅）を検討すること。
- ② 避難する際はマスクを着用すること。体調が悪い場合は、避難所受付時に申し出ること。
- ③ 建物に浸水や倒壊の恐れがあるなど、周囲の状況に応じて危険と判断した場合は躊躇せず避難すること。
- ④ 風邪の症状が継続していたり、息苦しさ、強い倦怠感、高熱などの症状がある場合は、「宮城県新型コロナウイルス感染症に関する健康電話相談窓口（コールセンター）」に連絡し、指示を仰ぐこと。

(2) 避難する際の携行品について

- ① 衛生用品について備蓄のみでは対応が困難であることから、生活必需品や、マスク、ハンドソープ、手指消毒用アルコール、体温計、スリッパ、ゴミ袋等の避難者個人の衛生用品を持参すること。
- ② 服用している薬、お薬手帳等を持参すること。

2-3 資機材の把握・準備【防災危機対策室・総合支所】

避難所 1 か所当たりの目安となる数量を決めておくとともに、備蓄場所・備蓄数を確認し、不足している場合は必要数を補充します。

- ① 物資・資材等の準備状況を「避難所の物資・資材リスト」によりリスト化し、避難所へ速やかに配備できるように準備する。
- ② 事前に準備する物

資機材	簡易テント、エアベッド、非接触式電子温度計、トランシーバー等
衛生用品等	マスク、手指消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム、ハンドソープ、除菌ウェットティッシュ、ペーパータオル、フェイスガード、ビニール手袋、ビニールエプロン、防護具セット、ゴミ袋、ラインテープ、養生テープ、筆記用具等

- ③ 施設管理者（指定管理者含む）の対応

資機材については、状況に応じて施設内にある既存の消毒液・ハンドソープ等を活用させてもらう場合があります。

2-4 避難所での掲示物等の準備（長寿介護課・健康推進課）

避難者を受け入れする際の下記の用紙類及び掲示物は、上記2-3の準備物と一緒に準備をします。

<避難所グッズに入れる物>

避難者 受け入れ時	資料1 避難者名簿一覧表 資料2 健康管理チェックリスト（入所時） 資料3 健康管理チェックリスト（入所後） 資料4 避難者の皆様へ感染症対策にご協力ください（チラシ）
避難生活時	資料5 避難者カード（区画入り） 資料6 外出（泊）者管理簿 資料7 避難所来訪者カード 資料8～11 各種掲示物（厚生省HPより）

2-5 避難所のレイアウトの作成【総合支所・施設管理者】

避難情報発令中の一時的滞在だけでなく、大規模災害で自宅に戻れずに避難生活が始まることも想定し、居住区分を意識して、市と施設管理者において指定避難所レイアウトの作成を行います。

宮城県のガイドライン中の【資料 12】避難所レイアウトを参考とします。

- ① できるだけ2m（最低1m）間隔で占有場所を確保する。
- ② 発熱や咳などの感染の疑いのある方を早期発見できるように、避難所入口の外に「受付」を設置する。
- ③ 発熱や咳などの感染の疑いのある方や濃厚接触者の「専用スペース」を設置する。
※専用スペースの個室がない場合は、パーティションや簡易テントにより対応。
- ④ 避難所については、一般スペースと専用スペースの分散化を図ることが望ましい。
- ⑤ トイレ、洗面所、携帯電話の充電場所等での、3つの密を避けた運用を避難所の形態に応じて検討する。
- ⑥ 施設内の全ての動線は交差を避け、できるだけ一方通行とすることが望ましい。

2-6 感染者等の避難方法の具体化（健康推進課）

感染者等への避難方法の周知、及び避難所に避難した場合の対応、避難所で感染者等が確認された場合の対応について、保健所等と連携の上、手順書を作成し、適切な対応を図ります。

2-7 避難所運営に係る訓練の実施 （防災危機対策室・総合支所・長寿介護課・健康推進課）

スムーズな避難所運営を図るため、マニュアルに沿った訓練を実施し、発災時の役割分担の確認や、現状と課題について検討します。

3 災害時の対応

以下の手順等に基づき、避難所運営従事者は新型コロナウイルス感染症に配慮した避難所対応を行ってください。

3-1 感染症対策用の物資の配置

新型コロナウイルス感染症対策用の避難所グッズを、災害対策本部の指示により、総合支所職員及び下記 3-3 の③物資係が避難所へ配置してください。

※避難所運営従事者は、筆記用具などを各自持参してください。

3-2 避難所運営従事者の安全対策

次のとおり、感染症予防を行ってください。

- ① マスク、ビニール手袋、フェイスガード等を着用し、感染予防を行う。
- ② 手洗いをこまめに行い、適宜アルコール消毒液で手指消毒を行う。
- ③ 定期的に検温を行い、また、自身の体調変化に注意する。
- ④ 発熱、咳等の症状がある場合は、直ちに業務を中断し、医療機関を受診する。

3-3 初動時の役割分担・設営

災害対策本部が開設の指示を行った場合は、速やかに避難所運営に従事できるように、平時から、避難所運営従事者となる市職員の配備計画（概ね 48 時間の計画）を作成します。

当初の配備計画以降の避難所運営従事者は、開設状況により、各部署へ依頼のうえ、従事者を配備します。

(1) 役割分担

避難所運営従事者の役割分担は、次のとおりとします。人数は初動時の目安となりますので、避難所の状況に応じて変更（増員など）を行います。また、役割分担は、状況に応じて各役割を兼務し行ってください。

役割	人数	内容
①避難所設営	複数人	案内や動線の表示、専用スペースの整備 (全職員で設営)

②受付係・誘導係	2人	・避難者の検温、健康状態の聞き取り、受付 ・避難者の案内、避難スペースへの誘導
③物資係・情報収集連絡係	2人	・マスク・消毒液等の準備、配置、補充 ・避難者の状況把握、感染者等の状況把握、災害対策本部との連絡調整等 ・避難所内の各種記録（写真など）
④専用スペース対応係	※1人	濃厚接触者等、体調不良者の相談、要望等の聞き取り※専用スペースに避難させた場合の対応

(2) 専用スペースの設営

事前に設定している専用スペースを、以下の要領で設営します。

- ① 専用スペースとなる室内の物品等を片付ける。
- ② 専用スペースに避難する方が複数いると想定し、できるだけ室内を仕切り、個室の状況にすることが望ましく、仕切りは、パーテーション、簡易テントなどを利用する。
- ③ 一般避難者との接触を避けるため、立入制限区域の表示を行い、トイレは、できるだけ分離する。
- ④ アルコール消毒液、ゴミ袋などを用意する。なお、ゴミ袋には、専用スペース用であることが分かるように「専用スペース分」明記する。

(3) その他設営上の留意事項

- ① 避難所内（入口、掲示板、洗面所及びトイレ等）に、マスクの着用、手指消毒、咳エチケットのポスター等を掲示する。
- ② 一般避難者と専用スペースの避難者同士が接触しないように、避難所内でのエリアを明確にし、また動線も交わらないようにする。

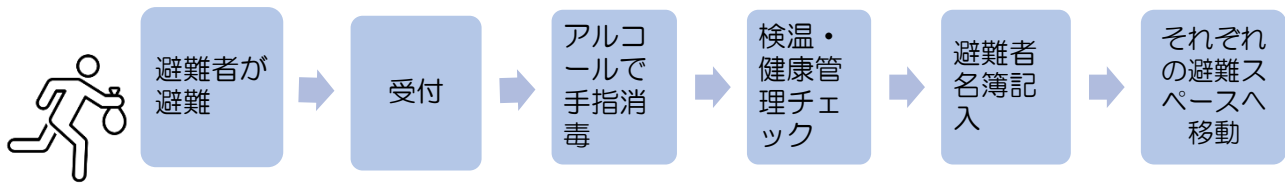
3-4 避難所における受付・誘導

(1) 受付・誘導

避難所運営従事者は、「受付」において、避難者の検温、健康管理チェックを行った後、次のとおり誘導してください。

- ① 手指消毒用アルコール、非接触型体温計を設置する。
※接触型の体温計を使用する場合は、感染防止のため毎回消毒を実施する。
- ② 受付係・誘導係は、マスクに加え、ビニール手袋、フェイスガード等を装着する。
- ③ 避難者自らが行動できるよう、案内看板等を用意する。

《避難者の受付の流れ》



- ④ 避難者のマスク常用、手洗い（消毒）を徹底する。
- ⑤ 避難者同士の距離は、最低1 mを確保する。
- ⑥ 検温と【資料2】健康管理チェックリスト（入所時）により健康状態を確認し、それぞれのスペースに誘導する。

※専用スペースに誘導する方

- ・ 自宅療養をしている新型コロナウイルス感染症患者、濃厚接触者、検査対象者となっている方
- ・ 健康管理チェックリストの体調欄において、No.1～7 に一つでも該当のある方（発熱や咳等の症状がある方等）

- ⑦ 【資料1】避難者名簿一覧表に氏名等を記入していただく。
- ⑧ 【資料3】健康管理チェックリスト（入所後）を渡し、避難している間の体調管理のため記入を促す。
- ⑨ 【資料4】新型コロナウイルス感染症対策への協力のチラシを配布する。

（2）専用スペースへ誘導した場合

- ① 【資料5】避難者カードに記入していただき、滞在区画は専用スペースとし、区画No. を記入。
- ② 専用スペースへ誘導した場合は、体調の状況などを、健康推進課経由で災害対策本部へ連絡し、指示を受ける。（体調確認が不安な場合は、支所の保健師に相談の上、対応する。）

（3）一般スペースへ誘導した場合

- ① 【資料5】避難者カードに記入していただき、滞在区画は一般スペースとし、区画No. を記入。

（4）車中泊の避難者の場合

- ① 【資料5】避難者カードに記入していただき、滞在区画は敷地内の車中とし、車のナンバー及び車種を記入。

3-5 避難所内での感染症対策

避難者と避難所運営従事者への新型コロナウイルス感染症の感染を予防するため、次の対策を行ってください。

(1) 感染予防対策

- ① 手指消毒用のアルコール消毒液を、次の場所などに設置する。
 - ・避難所内（入口、避難所内複数箇所）
 - ・受付場所
 - ・トイレの出入口
 - ・物資配給場所
 - ・その他必要な場所
- ② 避難所内の通気性を保つため、窓を開け、換気を行う。
 - ・避難所内では密閉を避け、常時、窓などを開け外気を取り入れるようにする。
 - ・寒さで常時窓の開閉が困難な場合でも、1時間に2回程度換気を行う。
 - ・夏季や冬季で窓を閉めてエアコンを使用する場合でも、1時間に2回程度窓を開けて換気をする。
 - ・台風などの風水害時は、雨風の影響が少ない窓を探して開けるなど、できる限り外気を取り入れるよう努める。
 - ・扇風機がある場合は、外気を取り入れ換気させるようにする。
- ③ 避難所内の物品及び施設等は、次亜塩素酸ナトリウムなどを用いて、こまめに清掃するなど、
避難所の衛生環境をできる限り整える。特にトイレのドアノブ、ペーパーホルダー、水洗レバー、便座ふた及び便座等は、消毒液等を浸み込ませたペーパータオルで拭く。
- ④ 嘔吐物などの清掃は、ビニール手袋を使用し、嘔吐物を取り除いた後、消毒液を浸み込ませたペーパータオル類で拭き、ごみ袋の口を閉め、「嘔吐物」と記載する。
- ⑤ 各避難者（家族の場合は家族単位）には、できるだけ距離を開けて過ごすとともに、避難者同士の交流は極力避けるよう伝える。
- ⑥ 避難者に対し、一日一回、検温及び健康状態の聞き取りを行う。（車中泊を含む。）
※【資料3】健康管理チェックリスト（入所後）により確認。
- ⑦ マスクを着用していない避難者には着用するよう声をかけ、マスクがない避難者にはマスクを渡し着用させる。
※避難所運営従事者用のマスクは、避難者用とは別にして必ず確保しておくこと。
- ⑧ 感染予防について、定期的アナウンスして注意喚起する。

《アナウンスの例》

「こちらは避難所運営本部です。新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用、こまめな手洗い、咳エチケットの徹底をお願いします。」「1時間に2回

程度、換気しましょう」

- ⑨ 「3密」回避等の感染予防と、発熱等の症状が出たら速やかに避難所運営従事者に申出るようアナウンスをする。
- ⑩ 避難所を一時的に外出または外泊する際には、月日、時刻について、【資料6】外出（泊）者管理簿に記入すること。

（2）一般避難者が発熱等の症状を発した場合

- ① 速やかに専用スペースへ移動させ、健康推進課経由で災害対策本部へ報告し、指示を受ける。
- ② 避難者全員の検温及び健康状態の聞き取りを行い、ほかに症状を発している者がいないか確認する。検温等により、症状が確認された場合は①と同様に取り扱うものとする。
- ③ 症状を発した避難者の居住スペースや避難所内の物品等については、消毒液を浸み込ませたペーパータオル類で拭く。

（3）ゴミの処理

- ① 避難所内の良好な衛生環境を保つため、ゴミはあふれさせないように避難者に周知する。
- ② ゴミ袋からこぼれたゴミは、感染予防のため素手では拾わず、清掃用具などを使用する。
- ③ 廃棄の際はゴミ袋の口をしっかりと閉じ、あらかじめ決められたゴミ集積所に置く。
- ④ 感染者等の専用スペースから出たゴミ袋や、感染者等が残した給食は他の残食と区別して、「専用スペース分〇月〇日」と記載して置く。

（4）避難所内での禁止行為

避難者が、次の行動を行っている場合は、直ちにやめるように注意してください。

- ① 息が上がるような運動
- ② 大声を出す、歌う
- ③ マスク未着用での会話

※特に食事中はマスクを外すため、会話を控えるよう避難者に周知する。

3-6 物資配給

給食や生活用品等の物資配給では、新型コロナウイルス感染者等、一般避難者、車中泊避難者の3つのケースを想定して対策を行います。

従事者は、手洗い、手指消毒のうえ、マスク、ビニール手袋、フェイスガード等を必ず着用してください。

(1) 感染者等への配給

- ① 専用スペース出入口付近に机等で配給場所を設ける。
- ② 物資を渡す場合は、接触しないように配給場所に物資を置き、避難者に取りに来てもらうようにする。

(2) 一般避難者への配給

- ① 配給場所となるテーブルなどは、消毒液をペーパータオル類に浸み込ませて拭く。
- ② ボランティアによる炊き出しがある場合は、ボランティアの検温及び聞き取りを行い、手指消毒のうえ、マスク、手袋等を着用させ従事させる。
- ③ 配給場所が密集しないように、避難者をいくつかのグループに分け、グループごとに時間を区切り配給場所に案内するようにする。
- ④ 給食時、配給場所が密集しないように、避難者に最低1mの間隔を開けさせて1列に並べるなど誘導する。
- ⑤ アルコール消毒液を用意し、給食を受け取る前に手指消毒を行わせる。
- ⑥ 給食を渡すときは、一度テーブルに置いてから避難者に受け取ってもらうなど、手渡しを避けるようにする。
- ⑦ 食物アレルギーを防ぐため、原材料の包装や献立表を掲示して正確な情報を提供する。

※生活用品等の配給についても、給食の対応を参考に、避難者同士の密集及び避難者への直接の手渡しを避けるようにする。

(3) 車中泊避難者への配給

- ① 車中泊の避難者に、アルコール消毒液で手指消毒を行わせる。
- ② 受付で、検温・健康状態の聞き取りを行い、問題がなければ、配給場所に案内する。

3-7 避難者以外の来訪者の対応

災害時は、各種団体、ボランティアなどが支援に来ることもあります。また、マスコミの取材や避難者の身内が避難所に訪ねてくることもあります。

このような場合も、避難者の受付と同様に、手指消毒及びマスクを着用の上、検温、健康状態の聞き取りを行うとともに、【資料7】避難所来訪者カードに記入し、感染症対策を徹底してください。

また、次のことに留意し対応してください。

- ① 避難所のマスクは、避難者及び避難所運営従事者用のため、来訪者には渡さないこと。マスクがない場合は、面会をお断りすること。
- ② 来訪者は原則、避難所内には入れないこととし、避難者を呼び出しなどで対応すること。
- ③ 来訪者が検温等で問題があった場合は、面会をお断りすること。

3-8 情報収集・連絡

避難所内における新型コロナウイルス感染症に関する情報は集約し、情報収集連絡係が、災害対策本部等の各関係機関に連絡し、指示を受けます。

3-9 避難所閉鎖

災害対策本部から指示を受け避難所を閉鎖する場合は、次のとおり撤去作業をしてください。

- ① 避難所の撤去作業を行う際は、マスク、手袋を着用する。
- ② 施設の原状回復に当たり、専用スペースや、避難所内の必要な箇所及び資機材の消毒を行う。

3-10 連絡先一覧

各関係機関の連絡先は、受付場所や避難所内に掲示し、避難者から照会があった場合はお伝えください。

名称	連絡先	備考
登米市防災危機対策室	TEL：0220-23-7393 IP：9-100-1420,1421 FAX：0220-22-3328	避難所開設・運営の総括 物資の要請、情報の周知
登米保健所感染症対策担当課	【平日】 TEL：0220-22-6119 【土・日・祝・夜間】 TEL：0220-22-6111	感染者に関する相談・連絡
宮城県新型コロナウイルス感染症に関する健康電話相談窓口 (コールセンター)	【24時間対応】 TEL：022-398-9211 Fax：022-200-2965 Eメール sodan-corona@medi-staffsup.com	新型コロナウイルス感染症に関する健康相談
登米市市民生部健康推進課	TEL：0220-58-2116 IP：9-300-1520,1521 FAX：0220-58-3345	感染者等が避難してきた場合の相談・連絡、医療機関等との調整
登米市福祉事務所長寿介護課	TEL：0220-58-5551 IP：9-300-1730,1732 FAX：0220-58-2375	避難者状況報告、避難所職員配備、避難所運営に係る相談、
登米市迫総合支所市民課	TEL：0220-22-2213 IP：9-100-3210,3401 FAX：0220-22-1921	支所地区内の避難所に関する こと
登米市登米総合支所市民課	TEL：0220-52-5051 IP：9-400-3210,3211 FAX：0220-52-2118	支所地区内の避難所に関する こと
登米市東和総合支所市民課	TEL：0220-53-4111 IP：9-500-3110,3112 FAX：0220-53-4100	支所地区内の避難所に関する こと
登米市中田総合支所市民課	TEL：0220-34-2312 IP：9-200-3210,3212 FAX：0220-34-4988	支所地区内の避難所に関する こと

登米市豊里総合支所市民課	TEL : 0225-76-4111 IP : 9-600-3213,3212 FAX : 0225-76-0057	支所地区内の避難所に関する こと
登米市米山総合支所市民課	TEL : 0220-55-2111 IP : 9-700-3210,3212 FAX : 0220-55-4077	支所地区内の避難所に関する こと
登米市石越総合支所市民課	TEL : 0228-34-2111 IP : 9-800-3110,3113 FAX : 0228-34-2879	支所地区内の避難所に関する こと
登米市南方総合支所市民課	TEL : 0220-58-2112 IP : 9-300-3100,3212 FAX : 0220-58-2375	支所地区内の避難所に関する こと
登米市津山総合支所市民課	TEL : 0225-68-3111 IP : 9-900-3210,3212 FAX : 0225-68-2406	支所地区内の避難所に関する こと

4 様式集

- 資料※ 避難所の物資・資材等リスト（新型コロナウイルス感染症対策分）
- 資料1 避難者名簿一覧
- 資料2 健康管理チェックリスト（入所時）
- 資料3 健康管理チェックリスト（入所後）
- 資料4 チラシ＜避難者の皆様へ＞感染症対策にご協力ください
- 資料5 避難者カード（世帯ごと）
- 資料6 外出（泊）者管理簿
- 資料7 避難所来訪者カード
- 資料8 3つの密を避けましょう（厚生省 HP より）
- 資料9 感染症対策にご協力をお願いします（厚生省 HP より）
- 資料10 手洗い（厚生省 HP より）
- 資料11 咳エチケット（厚生省 HP より）
- 資料12
（宮城県）
- ・避難所レイアウト（例）＜避難受付時＞
 - ・避難所レイアウト（例）＜避難受付以降＞
 - ・健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）
 - ・発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）
- 掲示物